



めた者であつて、二年以上榮養の實務の見習をした者に限る  
五、願書提出期間及び提出場所

昭和二十五年八月二十一から昭和二十五年九月三十日まで  
住所地の都道府県衛生部内臨時榮養士試験事務所に到着する  
よう提出すること。

### 六、受験票の交付

受験願書を受理した場合は、その旨本人に通知する。

受験票は昭和二十五年十月二十七日（午前九時から午後四時  
まで）に各受験地の都道府県衛生部において右通知書と引き  
換えに交付するから、受験者は右の所に出現のうを受験票を  
受け取りかつ試験場等を照合すること。

### 七、試験手数料

二百圓の印紙を用いて、これを試験願書にちよう附すること

### 八、出願の書類

- 1 受験願書（附表の様左）
- 2 履歴書
- 3 新制高等学校卒業證明書、通常の課程による十二年以上の  
學校教育終了證明書、舊制中等學校卒業證明書又は文部大臣  
がこれらと同等以上の學力を有すると認めた證明書。
- 4 榮養の學術理論に基づき、榮養士の實務の見習を二年以上し  
たことを證明する書類（勤務先の長の證明書）
- 5 寫眞（手札形、臺紙は縦十二浬・横七・五浬とし、出願前  
六ヶ月以内に脱帽で撮影したものであつて、その裏面に撮影  
年月日及び氏名並びに受験地を記入すること）
- 6 受験願書受理通知のための返信用封筒（切手をちよう附し  
かつめて先を明記すること）

### 九、受験地・住所・氏名等の變更

受験願書提出後は、受験地の變更は許さない。

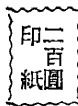
受験願書提出後に住所または氏名を變更した者は、直ちに厚  
生省公衆衛生局内榮養士試験事務所（東京都千代田區霞ヶ關二  
の一）に届け出ること。

### 十、試験合格者の發表

昭和二十六年一月三十一日に厚生省公衆衛生局内榮養士試験  
事務所及び各都道府県衛生部において發表し合格證書は住所  
地の都道府県衛生部を経由して本人に交付する。

附表様式（用紙美濃紙）

榮養士試験受験願



本籍

住所（ふりかなをつけること）

氏名（ふりかなをつけること）

年 月 日生

私儀榮養士試験を受験致したから、履歴書、その他の證明書及び  
寫眞を添えお願ひする。

希望受験地（ ）

年 月 日

氏 名 図

厚生大臣 殿